



石川経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人石川経営レポート

482号

今月の視点

最大の節税は「役員退職金」です

～生命保険・共済の上手な長期活用から～

①役員退職金の税務取扱いはこうなっている

役員退職金は支給金額が高額になることが多いため、支払う法人側、受け取る個人側それぞれに税務上特別な取扱いが設けられています。

退職金や退職手当のように、会社を退職したことによって勤務先から支払われる給与等は税務上「退職所得」と呼ばれます。「退職所得」は、過去の長期間にわたる勤労の対価の後払いや退職後の生活保障という性質があるため、通常の給料や賞与などの「給与所得」に比べて税負担が著しく軽くなっています。例えば勤続25年のサラリーマンが会社から1500万円の支給を受ける場合、「退職所得」の方が「給与所得」に比べて所得税だけでも200万円以上税負担が軽くなります。

1.退職所得の場合の税金計算

<退職所得> 1,500万円－{800万円＋70万円×(25年－20年)}×1/2＝175万円

<所得税額> 175万円×5%＝87,500円

2.給与所得の場合の税金計算

<給与所得> 1,500万円－(1,500万円×5%＋170万円)＝1,255万円

<所得税額> 1,255万円×33%－1,536,000円＝2,605,500円

3.差額

2,605,500円－87,500円＝2,518,000円

このように退職所得は、税負担が著しく軽減されるため、これに該当するかどうかの判断は非常に重要です。原則は、退職金や退職手当など退職に伴って一時に受け取る給与等が該当しますが、それ以外に「打切り支給」の退職金も含まれます。打切り支給の退職金とは、引き続き勤務するものの、いったん退職したと考える会社等から役員や社員に一時に支給される退職金のことです。その役員や社員が実際に退職する際の退職金は、支給済みの勤続期間を一切加味しないで計算します。打切り支給は退職の事実がありませんが、次に該当する場合は退職所得として取り扱われ、大きな節税です。

**マイナンバー制度、10月から通知されます
マイナンバーの管理はお任せください！**

I 退職給与規定等の制定等に伴う退職金

新たな退職給与規定を制定する、確定拠出年金に制度移行するため改正するなどの理由で、制定・改正前の退職金を支払う場合

II 役員昇格に伴う退職金

役員に昇格した社員に対し、昇格までの社員としての退職金を支払う場合

III 執行役員就任に伴う退職金

執行役員に就任した社員に対し、就任までの退職金を支払う場合で、例えば退任後は再雇用が保障されていない、報酬や服務規律等は役員に準じている等のケースに該当する場合

IV 役員の分掌変更等の場合の退職金

役員の分掌変更（権限や責任が変わること）等によって、職務の内容や地位が激変した際（常勤役員が非常勤役員になる、取締役が監査役になるなど）に、分掌変更等までの退職金を支払う場合

V 定年退職金

定年に達した後、引き続き勤務する社員に対し、定年までの退職金を支払う場合

・生命保険を使った退職資金の手当法

一般的には、生命保険は「死亡時に備えて…」と思われています。確かに、役員特に経営者死亡時は、会社の信用力を始めとして売上・利益も減少、経費や借入金の支払など大きなリスク時に、「恵みの雨」となることは想像できます。

だから、一般中小企業は生命保険に加入していますが、明確なプランがないまま加入、あるいは「おつきあい」で、いわゆる「おまかせ」で加入が多いのではないのでしょうか？

そうなると保険料は保険会社サイド内で判断になりがちで、死亡時には大きな保険金が出るけれど、長生きしたら何も出ません（掛捨て）というケースもあります。

死亡時の備え、長生きへのご褒美「どちらになってもよい」この考え方で生命保険を選び、いずれ保険料が会社に戻るのが賢いやり方です。

保険もリスクへの備えと「投資」の一つとの考え方です。保険料（投資）は、保険金として死亡時あるいは保険契約を途中で解約（解約返戻金）を受け取ることもできます。

・保険解約金（雑収入）は利益の繰り延べにすぎない？

企業の利益は現預金勘定にすると、常に税金というコストを払うことになります。

保険料という経費（半額も含めて）が損金であれば保険会社に税務負担なしで預けられる点が預金とちがうところです。

でも、解約時に「雑収入」として課税を受けます。「利益の繰り延べ」です。しかし、いつ払うかは経営者の裁量になるところがすごい。計画的に納税時期を決めることができます。

・保険解約時にそのお金を活用する仕組みを作りましょう。

例えば、毎期100万円の保険料10年払いで10年目解約返戻金が100%出るとしたらどうなるのでしょうか。払う前の利益が100万円ならば会社の利益はゼロです。当然、税負担はありません。約350万円の税負担がなくなる予定です。

このように保険料を「含み資産」として戻ったとき「その差出し分を何か特定の費用に使う」プランを作れば、保険料が「その時のための引当金」機能が出来ます。

経営が順調なときにこそ「備えあれば憂いなし」、あらゆるリスクに備えることが経営者の役目です。「決算書を赤字から黒字にする」ためにも解約返戻金を活用する方法です。税金を払って社内留保を厚くする、高度成長（来期もよくなるはず）の発想を改め、保険料を経費にして後から戻す方法を考えましょう。

・経営トップの死亡時に発生する課題を避ける（リスクヘッジ）

経営トップの急逝時に必要となる資金需要

- I 役員死亡退職金・弔慰金
- II 会社借入金、買掛金の支払い（場合によっては会社清算の資金）
- III 会社の経営の変化や悪化に伴ない退職する従業員への退職金
- IV 事業承継・相続のための費用
- V 経営トップの交代による売上減少、利益減少を補填するための資金

このような財務リスクに備えるのが生命保険です。単に死亡保障だけを目的とせず、解約時の返戻金を活かす、つまり役員が勇退する時の退職金にも充当することを前提にすれば、死亡時にも長生きしたときにも役立つ、両建ての保険になるはずですが、

- I 遡増定期保険 期間により返戻金率に差がある。
- II 長期平準保険 保険期間の 6/10 は 1/2 損金、残り期間は金額損金
- III 長期傷害保険 社員の退職時に解約して退職金充当

②経営セーフティ共済を使った資金手当ての方法

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。中小企業倒産防止共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している公的な共済制度です。

この共済制度は、あらかじめ加入しておく、取引先の倒産時に融資を受けられ、当面の資金繰りに役立つことができる制度です。もしもの事態になったとき、掛金の10倍の範囲内（最高8000万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の融資を受けることができます。

その際の共済金の貸付けは無担保・無保証人・無利子です（ただし、それまでの掛金は戻ってきません）。倒産した取引先事業者との商取引の内容、方法が分かる書類を添付し申請をすることで融資をしてもらえます。

毎月の掛金は5000円から20万円の範囲（5000円刻み）で自由に設定することができます。また、総額800万円まで積み立てることが可能です。この掛金は、法人の場合は税法上損金になります（ちなみに個人事業主も加入でき、経費として認められます）。

経営セーフティ共済は40ヵ月以上掛金の積立を行っていれば、解約した際に100%の解約手当金を受け取ることができます。ですので、会社の倒産防止の保険としてだけでなく、役員退職金の資金手当てとして活用できるのです。

前記の生命保険と違い上限の金額が800万円と決まっているため、多くの会社では、この経営セーフティ共済のみで役員退職金の資金を手当てするのは難しいかもしれません。しかし、一部をまかなうには、大変使い勝手のいいものになっています。

何とんでも、掛金の全額が損金経理でき、40ヵ月以上掛金を積み立てれば、全額解約手当金として受け取ることができるのは大きな魅力です。民間の生命保険会社が販売する商品では考えられません。

そのためではありますが、加入できる会社には条件があります。

また、複数の会社を経営している場合には、それぞれの会社で経営セーフティ共済に加入できますので、そちらも併せて検討する価値があると思います。

以上

ご質問、ご意見、ご相談などお待ちしております。

石川 光男

1. 8月 19日 (水) 税理士平川忠雄 DVDセミナー

『平成27年分路線価の公表とその実務対応について』

講師 柴田 和浩 時間 18:00～19:00

会費 会員 500円 一般 1,000円

場所 石川経営3Fセミナールーム

2. 8月 28日 (金) 相続セミナー

『あなたの「相続税対策」あぶないですよ!』

講師 石川 光男 時間 18:00～19:30

会費 会員 500円 一般 1,000円

場所 石川経営3Fセミナールーム

～お盆休業日のお知らせ～

お盆休業期間

平成27年8月8日(土)～8月16日(日)

なお、急用の折は石川の携帯(090-1096-2477)へご連絡をお願い致します。

詳しくは同封のチラシをご覧ください。

**法律相談は当事務所顧問の永井・村田弁護士へ口答相談は無料です。
【トラブル防止は事前相談から】当事務所担当者へご連絡下さい。**

人生の四苦の意味 (丸山敏雄一日一話より)

いわゆる人生の四苦の第一、肉体の苦痛は、精神のゆがみ、生活の不自然の影にすぎぬ。

第二、物質についての悩みは、いやしい欲心のかたまりの反映である。物の欠乏は、心の欠乏の影である。

第三、他人にこうあって欲しいと求めるところは、己が至らぬことの反映にすぎない。ただ自分が改まれば、すべてが解決する。

第四、幸福も、名誉も地位も、自分のものではない、天与のもの。ただまっしぐらに、今の仕事、今の方向を進めばよい。

1. 8月 6日(木) 第489回 経営者モーニングセミナー
講師 八神 守隆 氏
テーマ 「 **愛知県後継者倫理塾を経験して** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 愛知県倫理法人会 3F会議室

2. 8月 13日(木) 第490回 経営者モーニングセミナー
講師 伊藤 幸子 氏
テーマ 「 **戦争体験をして** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

3. 8月 20日(木) 第491回 経営者モーニングセミナー
講師 松原 紗蓮 氏
テーマ 「 **心のより所** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

4. 8月 27日(木) 第492回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「**会員スピーチ**」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

**※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15
TEL 052-331-6411**

愛知県倫理法人会 3F会議室

**〒456-0034 名古屋市熱田区伝馬町 2-16-13
豊建ビル 3F会議室**

TEL 052-799-4286

8月の税務と労務

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・ 6月の決算法人の確定申告、納税 | 期限 (8月 31日) |
| ・ 12月の決算法人の中間申告、納税 | 期限 (8月 31日) |
| ・ 12月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限 (8月 31日) |
| ・ 7月分源泉所得税納付 | 期限 (8月 10日) |

発行人 税理士・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士 **石川光男**
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp